

よさこい高知文化祭2026開会式・閉会式実施計画書策定等委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

よさこい高知文化祭2026開会式・閉会式実施計画書策定等委託業務

(2) 事業の目的

高知県の文化芸術のさらなる振興と、中山間地域等に伝わる伝統芸能の再興・継承につなげるとともに、豊かな自然、歴史・文化など、高知県の魅力を全国に発信することを目的として、令和8年度に高知県で開催するよさこい高知文化祭2026の開会式及び閉会式等の円滑な運営のため、専門的な知識と経験等を有する者をプロポーザルにより選定し、開会式・閉会式実施計画書策定等業務の委託を行うものとします。

(3) 事業内容

別添「よさこい高知文化祭2026開会式・閉会式実施計画書策定等委託業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月14日まで

2 見積限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

12,600千円

3 審査委員会の設置

別途定める「よさこい高知文化祭2026開会式・閉会式実施計画書策定等委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書等と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者とよさこい高知文化祭2026高知県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。交渉が整ったときは、随意契約の手続きに進みます。候補者の選定の日から起算して7日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選出された者が、改めて実行委員会と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

(1) 事業者に関する要件

①単独企業による参加

(ア) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。

(イ) 過去10年間（平成26年度から令和5年度まで）に完了した同種又は類似大会において、実施計画策定又は大会運営等の受託実績を有する者であること。

同種大会：天皇皇后両陛下御臨席の大会

類似大会：皇族御臨席の大会

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(エ) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

(オ) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

(カ) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。

(キ) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

②共同企業体による参加

(ア) 共同企業体を構成する者のうち、いずれかが上記「(1)－①単独企業による参加」要件の(ア)を満たしていること。

(イ) 共同企業体を構成する者のうち、いずれかが上記「(1)－①単独企業による参加」要件の(イ)を満たしていること。

(ウ) 共同企業体を構成するすべての者が、上記「(1)－①単独企業による参加」要件の(ウ)から(キ)までのすべてを満たしていること。

(2) 責任者等に関する要件

本業務に、次の要件を満たす総括責任者、主任担当者及び演出責任者を配置できること。

①総括責任者：本業務に対し、総括的に責任を担う者を想定

イベントの企画運営に係る実務経験を有しかつ平成26年度以降に日本国内で開催された皇室御臨席の全国規模の大会を担当した経験がある者

②主任担当者：本業務の実務を担い、実行委員会との窓口となる者を想定

イベントの企画運営に係る実務経験を有しかつ平成26年度以降に日本国内で開催された皇室御臨席の全国規模の大会を担当した経験がある者

③演出責任者：開会式・閉会式及び次期開催県アトラクションの演出を担当し、その責任を担う者を想定

イベントの演出に係る実務経験を有しかつ平成26年度以降に日本国内で開催された皇室御臨席の全国規模の大会の演出を担当した経験がある者

6 質疑と回答

質疑は、令和6年5月13日（月）午後5時までに「質問書（様式1）」により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

なお、持参の場合は、高知県庁閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時まで受け付けます。

また、質疑と回答の内容は、令和6年5月15日（水）午後5時までに高知県文化生活部国民文化祭課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140000/140301/>）に掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

本プロポーザルに参加を希望する場合は、「プロポーザル参加表明書（様式2）」に資格要件の確認書類を添えて申込を行ってください。申込にあたり提出書類は、下表のとおりとします。

提出書類	提出部数	様式
プロポーザル参加表明書	1部	様式2
誓約書	1部	様式3 ※1
会社概要	1部	様式4 ※1
過去の類似業務等の実績	1部	様式5 ※2
業務実施体制	1部	様式6
責任者等の過去10年間の同種又は類似大会の実績及び経歴等	1部	様式7 ※2
本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないことの証明書	1部	※1
本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書	1部	※1

※1 共同企業体にあつては、構成員ごとに1部提出すること。

※2 共同企業体にあつては、要件を満たす者が提出すること。

(1) プロポーザル参加表明書

①提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）又は持参

持参の場合は、高知県庁閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時まで受け付けます。

②提出期限

令和6年5月20日（月）午後5時（必着）

③提出先

〒780-0870 高知市本町4丁目1-35（高知県自治会館4階）

高知県文化生活部国民文化祭課内

よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会事務局 溝渕・桑名

(2) 資格要件の審査

実行委員会で申込者から提出のあったプロポーザル参加表明書と関係書類を確認します。
申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年5月22日（水）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①プロポーザル参加表明書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、実行委員会が通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、実行委員会に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②実行委員会は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（高知県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別添「よさこい高知文化祭2026開会式・閉会式実施計画書策定等委託業務プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり

9 審査

別途定める「よさこい高知文化祭2026開会式・閉会式実施計画書策定等委託業務プロポーザル審査要領」のとおり

10 審査結果

審査結果は、令和6年6月中旬頃（詳細な日時は、後日通知します。）までに、すべての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に準じて開示請求があった場合には開示の対象となります。

11 日程

令和6年5月8日（水）	募集開始
令和6年5月13日（月）	質疑提出締切
令和6年5月15日（水）	質疑に対する回答
令和6年5月20日（月）	参加表明及び資格確認書類提出締切
令和6年5月22日（水）	参加資格要件審査結果の通知
令和6年6月5日（水）	企画提案書の提出締切
令和6年6月中旬頃	（詳細な日時は、後日通知します。） 審査委員会（プレゼンテーション）及び審査結果通知

12 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）しま

す。

- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準じて開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定に準じて非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式8により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は、様式8に基づき行うものではなく、様式8を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 その他留意事項

- (1) 開会式及び閉会式会場の施設平面図は、希望者に電子メールで提供します。平面図を希望する場合は、下記「14 問い合わせ先」のメールアドレス宛にご連絡ください。

なお、両会場へ電話やメールでの問い合わせ及び現地確認は行わないでください。

- (2) 参加申込書提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の実行委員会との契約等において不利益な取扱いをするものではありません。

- (3) 本プロポーザルの参加に要する全ての費用は、参加者の負担とします。

- (4) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。

ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、実行委員会事務局職員又は本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

- (5) 企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更は認めません。

また、企画提案書等に記載した配置予定の総括責任者、主任担当者及び演出責任者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの事務局の了解を得る必要があります。

- (6) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、実行委員会に帰属し、無償で実行委員会に譲渡するものとします。

- (7) 本プロポーザルによって収集した個人情報については、本業務以外には利用することはありません。

- (8) 「よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会負担金」の交付の決定がされなかった場合は、本件手続きについて、停止等を行う場合があります。

14 問い合わせ先

〒780-0870 高知市本町4丁目1-35（高知県自治会館4階）

高知県文化生活部国民文化祭課内

よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会事務局 溝淵・桑名

TEL : 088-821-9451 FAX : 088-821-9453

E-mail : 140301@ken.pref.kochi.lg.jp